

# 優生手術及び人工妊娠中絶等被害者支援

## 事業補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請手続き等の事前相談(別表の第1欄に掲げる項目を実施前)

○交付申請手続き等について事前に御説明させていただきます。

### 2. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

#### 【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県にご一報ください。

### 3. 事業完了

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

### 4. 交付申請書及び実績報告書提出

(別表の第1欄に掲げる項目を実施した日から6か月後の日が属する月末まで)

○交付申請書及び実績報告書は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い・精算

※実績報告後、関係書類の検査を行い、補助金の額を確定します。概算払をしている場合には、実績に応じて返納が必要となる場合があります。

**資料提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課援護担当**

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7145 fukushihoken@pref.tottori.lg.jp